

「足立区立第十六中人権侵害事件」〔平成十九年（ネ）2856号〕  
東京高裁第一回口頭弁論（控訴審）

■平成十九年八月二日（木）午後一時十五分

■東京高裁第七民事部八一〇号法廷

意見陳述書

東京都議会議員 古賀俊昭

まず、本書は東京都足立区立第十六中学校の教室という密室で、増田都子教員によって行われた「人権侵害事件」の実態を、広く世間に知らしめ、それを、なかば放置してきた東京都教育委員会、並びに足立区教育委員会のことなかれ主義を、糾弾する意味をもって執筆されたことを確認しなければなりません。

これは、法廷において再三繰り返し指摘されて来たことですが、増田都子元教員は、同元教員の授業のすすめ方に“疑問”を持った保護者を、「チクリ」「この親の方が偏っている」「セコイ」「密告ファックス」「アサハカな思い上がり」等々と、授業中に配布した教材の中で誹謗中傷し、それを聞いた当該女子生徒は、精神障害をきたし、登校拒否から転校にまで至っているのです。

保護者はこの間、二度に渡って、東京都教育長、指導主事に詳細な経過報告と証拠のプリントを添付して適切な指導を申し出ましたが、議会答弁で明らかのように東京都教育庁は、二度とも全く対応していなかったのです。

つまり、この段階で、東京都教育委員会、或いは足立区教育委員会が、適切な対応をしていれば、女子生徒が精神障害をきたし、登校拒否から転校にまで追い込まれる必要はなかったのであります。

本書では、こうした教員による不法・不当行為によって、教室という密室で教員の非常識が許され本来、そうした教員を指導すべき教育庁が、機能していなかった経過について報告されています。

更に、増田都子元教員による、紙上討論と称する授業が、増田元教員の独りよがりの思想と、教員という生徒に対してある意味、強い立場を利用して、その思想を「資料」と称し、巧みに生徒に提供、特定の政治的思想に導こうとする、教員としてあるまじき授業の政治利用について、その詳細を報告しています。

増田都子元教員は、我々の本で使用されている表現について、名誉が毀損されたと主張していますが、増田都子元教員の行った行為は、美濃部都政以降の画期的処分と言われ、また、昨年三月の分限処分についても、同種の事件では前例のない処分であります。つまり、それ

程悪質であるという事でありませぬ。

増田都子元教員は、その言葉遣いの激しさや、校長を更迭する措置を求めたりする攻撃的性格は、およそ常人とは遠くかけ離れたものであることが容易に分かります。

したがって、我々が、本書の中で使用した増田都子元教員をさす、さまざまな表現も、増田都子元教員の、ある種の特異性を表現した言葉と言ってよいのです。確かに、「洗脳」「アジター」「確信犯」と言った言葉、いずれも辛辣であり、容赦のない言葉であります。

しかしながら、本書を通読して増田都子元教員が、生徒や保護者、校長に使用した言葉と対比するに本書籍での当方の表現は、あくまでも増田都子元教員の異常とも言える表現に對置するもので、論評の域を逸脱しているとは、到底言い得ないのは明白であります。

仮に、本書が出版されなければ、多くの国民は、この教員による人権侵害事件の真相を知ることが出来なかったし、また増田都子元教員に対する論評をごくごく平易な表現に改めるとしたら、事件の本質は全く国民に伝わらなかったのではないのでしょうか。

次に、東京地裁の判決について申し上げます。

・ 判決は、「完璧な洗脳教育」「アジター」「唯我独尊」「偏向授業をしている確信犯」「明確な犯罪事実」「マインドコントロール授業」と言った表現について、その合理性を正当性を否定しています。

・ しかしながら、政治的対立のあるテーマにおいて、特定の政治的立場からのみ授業を行い、それによって生徒の考え方を誘導しようとするのは、明らかな洗脳教育ではありませんか。加えて増田都子元教員は、「米軍基地」「天皇」などの紙上討論で、このテクニクを駆使して、意見の統一ないしは、特定の方向性を与えようと図っているのです。

・ 同様にマインドコントロール授業についても、単に「資料を提供した」のではなく、ある特定の視点に立った、膨大な資料と、それに反する一、二の資料を生徒に提供すれば前述した洗脳教育と同じ効果を期待できるわけです。増田都子元教員の紙上討論授業は証拠提出資料の通り明らかに特定の結果を想定したところに、生徒達のあらかたの意見を集約しようとするものであります。

・ また、「唯我独尊」が不適當とされていますが、反面、「自分の信条に反するものはその存在も認めない。」「独善的に行ってきた授業」同様に、増田都子元教員の行為を批判しているにもかかわらず、これらに対する裁判所の判断が分かれています。校長の指導にも従わず、当該生徒にも「謝罪しない」「授業をボイコットした」そして「私は正義よ」と言い張る増田都子元教員の行為こそ、正に唯我独尊と評する以外にはありませんか。

つまり、この教員による重大事件は、増田都子元教員の犯した事件、その後の処置、事件の核となった増田都子元教員の“紙上討論”と称する偏向授業。前任校足立区立第十二中学校から行われていた増田都子元教員の偏向授業。区議会、都議会、国会でも問題になり異例ともいえる、数度に渡る研修センターでの研修。東京都教育委員会を「東京都犯罪教育委員会」と呼ぶ、およそ教員としての自覚のない、増田都子元教員の性癖などを中心に裁判所は審理をすすめ、法の下での正義を実現すべきであります。

我々は、自らの利益のために、この教員を告発する本を刊行したのでは断じてありません。当たり前前の正義が、教室という密室で、独善的教員により踏みにじられ、いたいけな少女の叫びがあったから、この書籍を執筆したのであります。

結びに、この書籍は、初版完売となり、インターネット・アマゾンでは五つ星の評価を得ている事を付け加へ、意見陳述と致します。